

地域自治組織による対応の可能性

地域自治区及び合併特例区の比較（1/2）

	地域自治区	合併特例区
法的根拠	地方自治法第202条の4	市町村の合併の特例に関する法律第26条
位置づけ	法人格を有しない行政区画の一類型	特別地方公共団体
設置	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が条例で、市町村の区域を分けて定める区域ごとに設置（＝市町村全域で設置する必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議（議会議決）により、規約を定め、総務大臣又は知事の認可を受け設置 合併関係市町村の区域であった区域で設置可能 合併が行われた日に成立
権能	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させつつ処理 	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として処理することが効果的及び特に必要な事務で規約で定めるものを処理
設置期間	合併時は、合併協議で定める期間。その他の場合は制限なし。	5年以内で規約で定める期間。
事務所	あり。市町村の事務を分掌するとともに地域協議会の事務を処理。	あり。規約で定められた合併特例区の手務を処理。
設置数 (H28. 4. 1)	15団体 148自治区（一般型）	0団体（0特例区）

地域自治区及び合併特例区の比較 (2/2)

	地域自治区	合併特例区
協議会の権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治区の所掌事務や地域自治区の区域に係る市町村の事務について審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べること。 （条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等については市町村長に意見聴取義務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例区の予算、決算、合併特例区規則の制定等一定の事項についての同意権。 ・ 合併特例区が処理する事務等について審議し、合併市町村の長等に意見を述べること。 （規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項等については合併市町村の長に意見聴取義務）
協議会の構成員	<p>（選任）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村の長が選任。 <p>（任期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4年以内において条例で定める期間。 	<p>（選任）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。 <p>（任期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年以内において規約で定める期間。
区長 (地域自治区は合併時の特例)	<p>（選任）</p> <p>地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。</p> <p>（任期）</p> <p>2年以内において合併関係市町村の協議で定める期間。</p> <p>（権限）</p> <p>事務所の長に代わり、合併市町村の長や地域自治区内の公共的団体等と緊密な連携を図りながら担任する事務を処理。</p>	<p>（選任）</p> <p>市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任。</p> <p>（任期）</p> <p>2年以内において規約で定める期間。</p> <p>（権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例区を代表し、その事務を総理。 ・ 合併特例区の職員を指揮監督。 ・ 合併特例区規則の制定。
予算編成権	なし。市町村において地域自治区に係る予算を措置。	あり。 合併市町村により措置された財源を基に独自の予算を編成。ただし、合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認が必要。

地域自治区制度を活用した住民等との協働（事例）

○ 宮崎市

各地域協議会事務局に、2～6名の「地域コーディネーター」を配置。「地域コーディネーター」は、地域協議会の運営を補助するほか、自治会、消防団等の地域の団体との協働を推進している。

○ 上越市

合併に際して、市の施設の管理業務のほかバスの運転業務等の市の委託業務を担うとともに、自主事業を実施するNPO法人が設立された。

こうしたNPO法人は、地域協議会に対して情報の提供や意見の伝達を行っている。一方、地域協議会は、NPO法人等の意見等を踏まえ審議を行い、その結果を踏まえ、NPO法人に対して提言等を行っている。

※ 岐阜市においても、地域協議会は、事業を行う自治会等に対して提言。

○ 飯田市

「まちづくり委員会」が、地域自治区の区域に対応する形で設置されている。これは、自治会、町内会、社会福祉協議会、青少年育成関連団体、防犯・防災関連団体等の幅広い各種団体の代表者から構成されているもの。

この「まちづくり委員会」は、地域協議会に対して提言を行うなど、緊密に連携をとっている。

総合区と区の比較

	総合区	区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織
2 法人格	なし	なし
3 長	総合区長	区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行
権限	職員任命権 予算意見具申権	—
身分	特別職	一般職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命
任期	4年	—
市長との 関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける
リコール	あり	なし
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)

(参考)東京都の特別区
特別地方公共団体
あり
特別区の区長
特別区の政策・企画の立案 市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、一 部の事務は都が処理)
職員任命権 予算編成権 条例提案権 等
特別職
公選
4年
—
あり
あり